

<原著>

福祉科教育法の現状と課題
～教科「福祉」のカリキュラム編成からの一考察～

中田 喜一

Current status and problems of welfare department education method
— A consideration from a small history of subject “welfare” —

Kiichi Nakata

In this paper we analyze from the viewpoint of history, institution, and student needs why the quality change of welfare education method has not occurred as a problem of training school from the 14th year history of subject “welfare”. First of all, historical overview of the teacher training system, curriculum and social background of the subject “welfare” in the present situation will be reviewed. Specifically, we summarize the two ways of thinking, nursing care worker training and welfare education as citizen education, and in the present situation the care worker training is required by the teacher of the subject “welfare”, and this double viewpoint is the subject we make the education of “welfare” dysfunctional.

Key words : subject “welfare”, Welfare of subject education, method nursing care worker, training citizen education

教科「福祉」、教科教育法福祉、介護福祉士養成、市民教育

はじめに

高等学校に最初の「福祉科」が出来てからすでに31年が経過している。また、教科として「福祉」が誕生してからも、今年（2017年現在）で14年が経過した。このような長い年月の中で「福祉科」だけが他の教科と違い、特殊な処遇をされていることは多くの論者が指摘しているところである^{1)～3)}。

現在、福祉科高等学校に教科「福祉」教員を送り出す上で実態と制度において課題がある。具体的には、大学教育課程4年間のみで教科「福祉」の9科目全てを指導可能な教員を大学側が養成することが実質的に不可能に

なっている。

本論は、大学における福祉科教育法の課題の観点から、高校「福祉科」及び教科「福祉」が誕生するまでの31年間の教科「福祉」の現代史を記述し、概観し、大学における「教科教育法福祉」の指導の課題を振り返り、なにゆえこれまで教科「福祉」の教員養成教育課題が改善されてこなかったのかを析出する。

1. 高等学校における養成課程についての実態

1. 1 高校「福祉科」の教員に関する特殊な現状
現在、高校福祉科の「教員」となりたい者

にとって20代のうちに教員として採用されるには相当に厳しい状況が続いている。主要5科目つまり、英語科や数学科あるいは地理・歴史科などは、大学の4年間の養成の後教員採用試験を受けて合格すれば無事教員として働き始めることが可能である。

しかし、「福祉科」においては若干趣が異なっている。教員養成として4年間だけでは要件として満たさない実態が起きているのである。換言すれば、教科「福祉」の資格だけの取得は4年間で可能であるが、介護福祉士養成をしている高等学校「福祉科」への就職が大学の4年間の教員養成の教育では大学側の養成の質及び制度等の問題があり実際に就職することが難しい状態が続いている。

何故、このような事態になっているのかを論述する前に、以下、表1のシミュレーションを概観してもらいたい。以下のケースは、筆者が考えられる限り合理的かつ短期間に高校「福祉科」で指導することになる9科目すなわち「社会福祉基礎」「介護福祉基礎」「コミュニケーション技術」「生活支援技術」「介護過程」「介護総合演習」「介護実習」「こころとからだの理解」「福祉情報活用」の指導要件全てをクリアするための想定ルートである。尚、このカリキュラムは新カリキュラムであり、カリキュラム変更前は7科目だったが2011年度以降の入学者に対しては表2のようなカリキュラムで介護福祉士養成を行っている高等学校で指導するようになっている。

尚、以下の表は改定前が2011年度以前、改定後が2011年度以降という意味である。

表1 教科「福祉」を取得し、介護養成教員として9科目全て指導するための指導要件取得のための最短シミュレーション

A子さんは、現在26歳であり特別養護老人ホームで非正規の看護師として働いている。現在、彼女は、働く傍ら教員採用試験の勉強をしつつ通信制大学の学生でもある。A子さんは、大阪府在住であり、自身が中学校3年生の時、将来、「福祉科」の教員になるため自分で調べたり、先生に聞いたりしてどうしたら高校「福祉科」の教員になれるのかを調査した。

そこで解ったことは、①高校「福祉科」の教員免許が必要であるということ②高校「福祉科」は、ケアワークとソーシャルワークどちらも指導出来るほうが望ましく、国家資格である介護福祉士、社会福祉士があったほうが望ましいということ③教科「福祉」の中の科目「こころとからだの理解」において、国家資格の看護師の資格取得後5年の経験が必要だということ④さらにその後、大阪府において「教員採用試験」におけるエントリー条件に家庭科・公民科といった福祉科以外の教育免許状も追加で1つ必要だということがわかった。

そこで中学校の時にこのことが解っていたA子さんは、まず高校を「福祉科」に進学し介護福祉士の免許を取得した。卒業時、彼女は彼女の友人たちと同じように通学制の4年生大学に進学したかったが、将来の目標(福祉科の教員)となるためにまず看護師の専門学校に進学した。彼女は無事、3年間で正看護師の免許を得た。専門学校卒業後、すぐに非正規のパートタイムで就労しつつ、専門学校の単位を流用し、通信制大学の3年次に編入して社会人学生となった。そこで、社会福祉士、高校「福祉科」の教育免許と「公民科」の単位履修をした。この時、社会福祉援助技術実習で1ヶ月程度、高校「福祉科」の免許にて一ヶ月程度の教育+施設実習期間があり、職場に無理をお願いし、有休を消化し、それでも足りない部分は欠勤扱いで実習に行かせてくれるように施設長に頼み込んで許しを得た。そして、高校福祉科の教員免許を基礎資格にして教育委員会教育職員免許法第6条「別表4」にて単位を取得し高校公民科を申請した。

こうした並々ならぬ努力により、A子さんは5年間の実務経験と5つの資格(社会福祉

士、介護福祉士、看護師、教員免許「公民科」、「福祉科」を得た時、すでにA子さんは26歳になっており、これをもって、福祉科の9科目が全て指導出来るようになり、これから大阪府の高校「福祉科」の教員採用試験を受験する予定であり猛勉強中である。

また、文部科学省は、福祉系高等学校等の教員要件を、「福祉の教科を教授する教員のうちの1人は、すべての教科における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、福祉系高等学校の教員又は養成施設等の専任教員として3年以上の経験を有する者を置くこととする」としている。以下のシミュレーションケースでは主任要件は教員経験がないと満たすことが出来ないためこの要件は外した形式とする。

表2 教科「福祉」の科目構成（保住 2010 p.12より抜粋）

改訂後	改訂前	備考
社会福祉基礎 (2～6単位)	社会福祉基礎 社会福祉制度	整理統合
介護福祉基礎 (2～6単位)	基礎介護	名称変更
コミュニケーション技術 (2～4単位)	社会福祉援助技術	名称変更
生活支援技術 (4～12単位)		新設
介護過程 (2～6単位)		新設
介護総合演習 (2～6単位)	社会福祉演習	名称変更
介護実習 (4～16単位)	社会福祉実習	名称変更
こころとからだの理解 (2～12単位)		新設
福祉情報活用 (2～4単位)	福祉情報処理	名称変更
9科目	7科目	

多少、戯画的ではあるもののこれは現状において、社会福祉学研究者、国、さらには採用側の教育委員会が要望している教科「福祉」の人材に求める要件である。A子さんは現行

制度における理想の福祉科「教員」を体現した想像上のモデルであり、実在の人物ではない。

しかし、介護福祉士養成をしている福祉科の高等学校において求められている教科「福祉」の全ての科目である9科目を教えることが出来る教員養成をするならこういったキャリアにならざるを得ないだろう。Aさんは現状で考えられる限りの最短ルートで教科「福祉」の教員資格を取得している。しかし、まず中学校の青年期の段階でここまでキャリアプランが決まっており固い意志がある学生は希少ではないだろうか。また、多くの自治体における「福祉科」教員の採用枠は非常に狭き門であり、一般的に試験の難易度が高くなりやすい。すでに述べたように福祉科は全国都道府県に限られた数しかなく、採用数が少ないのである。また、A子さんの在住している大阪府は福祉科の教員採用試験を受けようと思えば、「公民科」あるいは「家庭科」の免許が必須となっている。

事例のA子さんのように実態に関して、大学で福祉科教員養成をしている加藤⁴⁾によれば、茨城県、千葉県、鹿児島県、大阪府、大阪市などで福祉とは別の教科の免許を取得していることが条件になる自治体が増えてきており、加藤が調査を行ったK大学でも家庭科と福祉科どちらも教員免許状が取得出来るようにする必要があるとK大学の課題を分析している。

採用のほかにも、「介護課程」を指導する教員要件は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則において、「介護福祉士の資格を取得したのち5年以上の実務経験を有する者、介護福祉士の資格を有するものであって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了した者その他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める者であ

ること」という要件となっている。

また、26歳にしてようやく正規雇用になるための就職活動が可能になるというのは学生側にとってあまりに厳しい条件だと言わざるを得ない。A子さんの事例でもわかるように福祉科の9科目をすべての教員要件を満たした上で採用され高等学校で介護福祉士を養成出来るような教員になるためには福祉士の資格だけではすでに間に合わなくなっている実態がある。また、「こころとからだの理解」の指導においては、介護ではなく看護師としての経験が必要となっている。ここにこそ、教科「福祉」を指導している高等学校でなおかつ介護福祉養成を行っている高等学校の受難があるのではないだろうか。

それでは、教科「福祉」において、他教科にはない特殊な問題を含めた形でこれまでどのように、高等学校で介護福祉士の養成や市民教育として福祉が望まれてきたのかを概観する。

1. 2 高等学校における「福祉科」の変遷からみる課題

高校の「福祉科」は、1999年の高等学校学習指導要領が告示され、2003年から実施された。1999年の新高等学校学習指導要領はこの時突然出てきたものではなく、それ以前に創設についての社会的背景があった。つまり、1999年までに高等学校「福祉科」の教育目的は何度か変化してきたのである。大きく分けてそれは市民社会に対しての福祉教育に資する科目という意味での「福祉科」と介護福祉士養成としての「福祉科」という側面である。

本節はこの2軸を軸にとりわけ、介護福祉士養成としての高校「福祉科」が文部科学省及び厚生労働省によって、受難に満ちた教科になっていったかその変遷を記述する。

高校の「福祉科」が創設された社会的な背

景としては、科学技術の発展、社会経済の国際化・情報化、人口の少子高齢化、環境問題の深刻化等の社会状況がある。こうした社会状況から生み落とされるさまざまな生活問題に対応する人材とその育成が必要であるとされた。つまり、「豊かな人間性」を育むとともに一人ひとりの個性を生かして、その能力を十分に伸ばす「新しい時代」の教育の在り方を明確化し、これに具体的に取り組む必要性に迫られてのことである⁵⁾。

そもそも高校「福祉」の設立は、社会福祉士及び介護福祉士法により国家資格として介護福祉士の歴史と重なっている部分が少なからずある。日本で最初の高校における福祉科教育は、1986年4月、静岡県三島高等学校の家庭科に「福祉コース」が設置されたことを嚆矢としている。当時は、1単元で福祉を学習することはあっても、専門教科として取り入れられることは全国で他に例がなかった。まだこの段階では、福祉教育は行われていたが、介護福祉士は養成していなかった⁶⁾。つまりこの時期は、地域福祉の担い手としてのボランティア教育を高校生に行っていた。

1996年7月の中央教育審議会の一次答申において、学校教育の在り方として、生徒に「ゆとり」をもたせ、生きる力の育成を基本に据えた。この一次答申は、1998年7月に出され「特色ある教育」を実施すべきとして、教育課程を改訂することを具体的に提言したのであった。教科「福祉」の創設は、この答申に基づいてなされた。文科省の答申における歴史の変遷を見ると以下のようになっている。

表3 教科「福祉」創設までの関係審議会答申等の流れ（桐原 2004 p.14より抜粋）

答申年	内 容	審議会等
1985 (昭和60)年	「高等学校における今後の職業教育の在り方について」	理科教育及び産業教育審議会
1987 (昭和62)年	「社会福祉士法及び介護福祉士法」の制定	
1996 (平成8)年	「21世紀を展望した我が国の在り方について」(第1次答申)	中央教育審議会
1997 (平成9)年	「21世紀を展望した我が国の在り方について」(第2次答申)	中央教育審議会
1998 (平成10)年	「今後の専門高校における教育の在り方等について」	理科教育及び産業教育審議会
1998 (平成10)年	「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」	教育課程審議会
1999 (平成11)年	「新高等学校学習指導要領」の告示(教科「福祉」の創設)	

また、教科「福祉」が設立されたのには、福祉的ニーズも大きく関係している。桐原(2004)⁷⁾はその理由として2点あげている。1点目として、高齢者や障害者に対するきめ細かな介護サービスの提供が社会的ニーズとして存在し、それに対応できる専門的な知識・技術を備えた人材の育成と確保が不可欠となったことである。したがって、当初に指定された7科目(社会福祉基礎、社会福祉制度、社会福祉援助技術、基礎介護、社会福祉実習、社会福祉演習、福祉情報処理)は、介護福祉士国家試験受験資格の取得や訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修事業における習得内容と関連深い構成となっており、これらの科目の履修により、実践力を身につけた専門的職業人を養成していくことを目指した職業教育として求められた⁷⁾。

2点目として、専門的人材の養成を目指すための科目構成であるにもかかわらず教科名が「社会福祉」ではなく、広義の概念である「福祉」とした点にある。福祉サービスを必要としている人々の生活問題について考えていくことなどを通して、「QOL(生活の質)を保障することとは」「自立生活とは何

か、またその支援はいかにあるべきか」を考え、さらには「ともに支え合い共生すること」「人権尊重」「思いやりやいたわりの心」などの現代社会にとって不可欠な人間観、福祉観を形成し国民的教養を高める役割もある。このような意義を踏まえれば、福祉に関する学科だけではなく、普通科においても地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮して教科「福祉」を取り入れた教育課程の編成も可能となっている桐原⁷⁾。

当初7科目から出発した高校における介護福祉士養成としての「福祉科」ではあるもののその中には福祉関連資格全般に配慮したものがあつた。つまり、介護福祉士のみならず当時のホームヘルパー2級の養成(現:介護職員初任者研修)も視野に入れている。また、単に専門職養成ではなく広く一般市民の福祉教育も担っている。

教科「福祉」教員養成の黎明期において、「公民」、「家庭」、「看護」の教育内容の一部を取り入れて新たに再構成した内容であるものの、統一された基準はなく「福祉」の担当者は「公民」、「保健」「家庭」「看護」らの教員らが行い、福祉教育に対する理念や目標を持ち合わせていない授業が展開されていた²⁾。教科「福祉」設立当初においては、専門教員も少なかったのである。

上述のように高等学校における「福祉科」の変遷を見てみると、当初からヘルパー・介護福祉士を養成を求められ、同時にボランティア教育など広く国民一般においての養成が求められてきた。しかし、教科「福祉」設立当初から課題ばかりであった。

2009年に学習指導要領が改訂された。現在では、福祉科の教員講習会や養成大学が増えてきており、専任の教科「福祉」の教員の数が充足している状態である。しかし、学習指導要領が改定され、2009年から学習時間が大

幅に増え対応できない高等学校が出てきている。そもそも、介護福祉士養成のための学習指導要領の改訂は介護福祉士養成課程の法改正に端を発している。つまり、もともと「福祉科」の教員養成のために学習指導要領が改正されたわけではなく、「社会福祉士及び介護福祉士法」という国家試験の受験資格を得るための法が改正されたためである。このため、必要なカリキュラムが大幅に増加し、それまでの1.5倍に増加することになった。具体的な時間数として、従来の34単位=1190時間から52単位=1800時間になった。当然、学校運営のハードルは高くなり、カリキュラムの増加に合わせて授業時間の工夫や夏休み、冬休みといった長期休暇の間に介護実習を行うなどの対応を行っている状態である⁸⁾。そのため教員数としては2012年で約1200人が従事しているが、福祉科の学科自体は徐々に減少している実態がある⁹⁾。

また、学習指導要領の改正時である2009年度の当時の朝日新聞¹⁰⁾は、以下のように辛辣に批判している。

08年度に220校あった福祉系高校は今年度、4分の3の164校に。「高校で介護福祉士を養成するのをやめろと言っているに等しい」同校では、7時間目の授業や夏・冬休みを削った介護実習(13単位)を組み込まなければ対応できなくなった。同校の3年間の取得単位数は計87単位のため、普通教科は35単位しか確保できなくなったのである。福祉科に特化する学校は、教員配置でまだしもやりくりできる余地がある。生徒の就職先が様々で、進学も視野にカリキュラムを組む総合学科などは「福祉科目を増やして」と言われても対応できないのが実情だ¹⁰⁾。

朝日新聞では、カリキュラム変更に対応出来ていない実態を指摘してはいるが、現在においても高等学校で介護福祉士養成はいま

だ、行われている。

結果的に、朝日新聞で述べられているように高校で介護福祉士養成が出来なくなったわけではないが、現在でも養成されているが、実施校が減少している現状である。

2. 大学におけるカリキュラムの内容と福祉科教育法の課題

それでは、高等学校一種免許状である教科「福祉」を大学で取得するためにどのような単位取得をする必要があるのであろうか。また、現在の大学でのカリキュラムで課題や問題を以下で概観したい。

他の教科の免許状と同様に、福祉科においても教科に関する科目20単位、教職に関する科目23単位、教科又は教職に関する科目が16単位であり、計59単位の履修が必要となっている。教科に関する科目数は、それぞれの教科によって違っているが、以下、表1のように7科目20単位の内容となっている。

表4 (文部科学省 教員免許状取得に係る必要単位数等の概要より)

社会福祉学(職業指導を含む) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む) 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解

この7科目の中で特筆すべきは、「社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)」である。大学において、この科目は実習科目であり教育実習とは別に社会福祉施設で行う必要がある。大学側の教員の要件においてもそれぞれの専門の論文や研究業績が必要である。しかしながら、大橋(2002)¹⁾も述べているよ

うに大学において高校「福祉科」の教育職員養成課程を有している大学の教育課程、担当教員の能力、教育環境等のどれをとっても十分とは言えない状態である。

大橋¹⁾は、ソーシャルワーク、ケアワークどちらも指導ができる教員やあるいは、教職課程として上述の7つの専門領域すべてをカバー出来るような人材を大学側が用意しておく必要があると指摘している。しかし実態としては、「社会福祉援助技術」、あるいは「介護技術」、「社会福祉総合実習」を実質的に指導する力量を有していないままに教職課程科目を担当しているケースがみられると指摘している¹⁾。

大橋¹⁾は、2002年において大学で教える教員の資格要件がなく、資格審査も個々の大学に託されていると指摘しているが、2017年現在においては文部科学省による教職科目担当のための教員審査が存在している。それ故、大学教員において教職課程を教えるための資格要件は課されてはいる。しかしながら多くの場合教育研究業績と担当科目との科目不適合を起こしている実態は、大橋が指摘する2002年と2017年現在とさほど大きくは変わっていない。つまり、指導法の業績がある教員や教科「福祉」の高等学校の教育経験者がその指導に当たっている事例は少ない。

つまり、現状においては指導法に関する業績のない教員が専門科目を教えてしまっている。福祉専門分野であるなら「高齢者福祉」「障害福祉」「児童福祉」など分野ごとの専門家の教員は充足している。しかしながら、その専門分野を教科「福祉」の指導としてどのように学生に伝えたらよいかという実践やカリキュラムマネジメントを踏まえた個別の科目と指導法を結びつけるような総合的な授業が出来ていないのである。このような教員を養成する上での大学側の課題は、中央教育審

議会答申でも指摘されている問題である。

2012年に中央教育審議会答申において「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」が議論された。議論の内容の中で、教職課程を有する大学の役割についても記載されている。橋村(2013)¹¹⁾によると、大学としては今後同答申を踏まえた教職課程の在り方について検討していく必要があると指摘しており、その内容とは「教科に関する専門的理解」を十分身に付けることである。この際、教科の実際に即した内容とするため「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を架橋する内容を展開しなければならないといったことが審議会において重要視された。

橋村は、「架橋する内容」教科に関する科目について教科の専門的な内容ばかりではなく、教職に関する科目と関連させるよう、あるいは「教職科目」の中の「教科に関する科目」であることを、より積極的に意識させる内容を展開しなければならないということを指摘する。つまるところ、「教科に関する専門的理解」とは、教科を深く掘り下げた知識を学生に伝達することではない。そうではなく、大学教員の役割とは教職を目指す学生が高校生を相手に教科を適切に指導できる実践力と知識を与えることである。たとえば、橋村は国語科の指導を次のように指摘している。橋村が教科「国語」をH大学で担当する上で次のように科目名を変更した。当初、H大学では当初「国語学概論」として教えていたが、橋村はそれを「国語概論」に変更しシラバスも大きく変更した。何故ならば、「国語学」とは音韻論、文法論、方言論、日本語史等から構成されておりこれ自体は教科に関する科目として指定することは妥当であるものの小学校及び中学校で国語を教えるうえの実践でこの知識を使うことはほとんどない。

「国語学概論」から「国語概論」へはこのような実践的に小学校・中学校生を指導するときに実践的に行える授業となるように配慮したものである。たとえば、一例であるが、以下のようなシラバスの内容に変化している。

以下、比較すると明らかに内容が変化している。

表5 国語学概論のシラバス（橋村 2013 p.73より抜粋）

国語学概論	
第2回	音韻論1 音声記号・調音点・調音法
第3回	音韻論2 日本語の音声
第4回	方言学1 方言区画と方言圏論
第5回	方言学2 地域方言学と社会方言学
第6回	文法論1 様々な文法論

表6 国語概論のシラバス（橋村 2013 p.74より抜粋）

国語概論	
第2回	話すこと・聞くこと1 コミュニケーション論① グライスの協調の原則
第3回	話すこと・聞くこと2 コミュニケーション論② ポライトネス
第4回	話すこと・聞くこと3 音声音韻論① 調音点・調音法
第5回	話すこと・聞くこと4 音声音韻論② アクセント・イントネーション
第6回	書くこと1 音声表現論① 文章作成の実践

上記の表5の国語学概論では、学問的な国語学の論点が列挙されているだけであるが、表6の国語概論では、小中学校の授業計画である三領域一事項に分類し、その下位項目に日本語学の専門領域を配置している。こうして学生にとっては専門的な知識と指導内容との関連付けが出来ると考えられる¹¹⁾。

橋村が国語科で指摘したようなシラバスや指導方針の変更が、福祉科においても求められているのではないだろうか。大学における「福祉科」教員養成は社会福祉学部や社会福祉学科で養成されている。しかしながら、そ

れは教員養成ではなく福祉専門職の養成に特化したカリキュラムの編成になっている。それゆえ、「社会福祉学概論」であっても「社会福祉概論」にはなっていないのである。また、あくまで教科「福祉」であり、教科「社会福祉学」ではないのである。

教科「社会福祉学」にならなかった理由としては、菅井(2002)¹²⁾が指摘しているように、高校「福祉」が策定された当時の教科調査官の狙いは、単なる資格養成としての教科とすることをよしとせず、単なるマンパワー（介護福祉士とヘルパー2級）の養成のための教科ではないという狙いであった。これは1.1に述べたように、社会福祉学を背景とした、国民的教養としての、人間教育を根底においた教科であり、教科「福祉」が生活体験を通して培われる生活感覚やその知識、社会人としての基本的な生活態度など幅広い観点からの人間教育を含むものであり、人間の生活をトータルなものとして理解していく視点を持つ教科なのである¹³⁾。

しかし、大学においてはこのようなトータルとしての福祉という視点を持った教員は少ないように思われる。保住(2010)¹⁴⁾も、大橋¹⁾と同様に大学における教科「福祉」の教員養成において社会福祉に関しての専門知識と、介護に関する専門的知識と実践技術をとともに指導する能力が必要としているが、現状では分離していると指摘している。このことから、今後もこれまでと同様に教科「福祉」の教員養成における大学の指導法としての課題は、ケアワーク、ソーシャルワークどちらにも精通しつつも、実際に学生が高校の生徒に指導できるようにカリキュラムを充実することが望まれている。

3. 教科「福祉」の養成教育の質が変化していない実態について

前述において、福祉科教育法の課題を析出した。このような教科「福祉」の教員養成としての大学の課題は、大橋¹⁾が指摘していたような2002年の発展途上の段階とほとんど変わらない。すでに教科「福祉」の教育免許状が生まれてから14年も経過しているのに、課題が改善されずにほとんど変化がないのである。もともと大学で教科「福祉」の教員養成が行われ始めた時期に、大学においても教員養成コースが設置されてきた。しかしながら実態としては、笠野(2010)¹⁴⁾がいみじくも、2010年の段階で以下のように指摘をしている。

高等学校教諭1種免許状「福祉」は、その受け皿がなければ、免許状の存在だけの価値しかないのではないか。そうなると高等学校教諭1種免許状「福祉」は、何の役にも立たない教員免許であり、免許状を取得する意味さえもなくなるのではないのだろうか。～中略～高校の場合、「福祉」＝介護福祉士養成教育傾向の高校がほとんどであり、高校「福祉」＝介護福祉士養成というイメージが定着しているが～中略～大学の実態を考慮すると、介護福祉士資格と教員免許の取得は、学生も教員もハードすぎる内容で、豊かな人間形成のための質の高い教養を求める大学の目的が、専門科目に偏重してしまう¹⁴⁾。

この笠野のこの指摘は大学における教育実習受講生のデータとしても如実に現れている。菅井(2015)¹⁵⁾は、自身が指導している広島のH大学にて2010年までの教育実習までに至った学生のデータを以下のように示している。

表7 H大学における教科「福祉」にかかる実習生の推移(菅井 2015 p.95 より作成)

2003年実習生	9名
2004年実習生	7名
2005年実習生	7名
2006年実習生	4名
2007年実習生	1名
2008年実習生	履修者なし
2009年実習生	2名
2010年以降	履修者なし

H大学においては、教科「福祉」の発足当初においても一桁台の履修者だったが、2010年度以降の新カリキュラム以降履修者が無くなっている。また、H大学においては、1期生から9年にわたり教科「福祉」の教員養成をおこなってきたが、そのうち29名が免許を取得し、教員として就職したのは3名ほどであった。また、菅井も笠野と同様に教科「福祉」の教員養成の困難さについて、実習の点で、他の職業高校(専門高校)の科目と比して以下のように評している。

高校生としてこの教科を履修した体験のない学生が、教育実習を含む履修の後「福祉」科教員になる事態は、「農業」「工業」「商業」などの教科でも生じているが、これらの教科は歴史も古く開設する学校は、専門高校ははじめ必ずしも少なくない。「福祉」の場合は絶望的なまでに稀少と言わざるを得ない¹⁵⁾。

菅井は、教育実習の点から、高校生時代に教科「福祉」を履修した経験がない学生が多く、不安を感じる学生が多いと指摘している。また、実習先の確保が難しく他教科で教科「福祉」の実習をせざるを得ない事態も起きており問題を提起している。文科省の規定においては、教科「福祉」での実習先が確保できない場合、「公民」「家庭」「保健体育」などで教科「福祉」に近い分野の実習でも可能だとしている。そのためH大学でも全実習生の3分の2以上が「福祉科」が置かれていない

高等学校で実習をしている実態がある¹⁵⁾。

このように現状においても、本来は教科「福祉」の実習のはずが、文部科学省の読み替えの規定において学生の母校などで「家庭」、「公民」「保健体育」の授業で教育実習をさせている実態がある。この実態は現在も変わりなく続いているようである。

ここまで、現状の教科「福祉」の養成を概観してきたが、学生の就職の問題、大学の教育課題、高等学校の要望する教員の質の問題どれをとっても教科「福祉」の教員養成において十分とは言えない実態がある。それゆえ、教科「福祉」の活用のされ方が介護福祉士養成だけのイメージに特化されており、それを実施できないという点で機能不全に陥っていると考えられる。

おわりに

本論では、大学のカリキュラムの課題、高等学校における課題、そしてこれらの問題が現在も発足当初とほぼ同じ形で問題が継続し続けており、2017年現在においても未だ「介護福祉士養成」と「一般市民に対する福祉教育」という二重の視点に縛られ続けていることを考察した。

現状の教科「福祉」一種教育免許状を取得し、学卒後望ましい指導力・指導観を持ち介護福祉士養成の福祉科の高等学校に就職するのは今のカリキュラムでは相当に無理がある。しかし、一般に高等学校の福祉科では、介護福祉士養成としてイメージされており、実際に大橋などの研究者においても、ケアワーク・ソーシャルワークどちらも教育できる介護福祉士養成教員として教科「福祉」の教員が期待されているという実情もある。

大学においても望ましい質を持った教育が教科「福祉」の制度14年が経過しようとして

いるにも関わらず未だ実現できていない。そして、学生からのニーズも低下し現在教科「福祉」を取得しようとする社会福祉学部・学科の学生が減少傾向にある。

筆者は今後、教科「福祉」教育免許状を取得するコースの大学は、学生に対して介護福祉士養成＝教科「福祉」の教員として学生側にイメージをもたせるのではなく、一般市民に対する福祉教育を実施する方向に舵を切っていないといけなと考える。それは、大学の教育の質を保つ上でも、高等学校の一般教養の時間を担保するためにも複層的な問題解決のために必須の方向性であろう。

今後は、我々教科「福祉」の教員養成に携わる側として、履修者や教科「福祉」を目指す学生にとって大学が魅力ある教育内容、魅力ある就労率、就労実態を創出していかなければ教育課題さえ問題にならない状態として機能不全になってしまうだろう。それゆえ、積極的に、教科「福祉」の魅力を伝えつつも、介護福祉士養成科だけに特化しない就職の在り方を大学教員として学生に対して提案していく必要がある。

本論の課題としては、現状のカリキュラムに課題の解決案として、これからの教科「福祉」一種免許状の養成機関として、具体的にどのようなカリキュラムならば望ましいのかという実践としての課題に言及できなかった。今後の研究課題としたい。

【引用文献】

- 1) 大橋謙策・辻浩・田村真広・原田正樹：福祉科指導法入門，中央法規出版，2002
- 2) 加藤佐千子：高等学校「福祉科」教員養成教育に関する一考察，京都ノートルダム女子大学研究紀要（36），101-115，2006
- 3) 保住芳美：福祉を取り巻く状況—福祉

系高校の現状とその評価—産業教育ワーキンググループにおけるヒアリング 文部科学省 2016

98,2015

- 4) 加藤佐千子：高等学校「福祉科」教員養成教育に関する一考察，京都ノートルダム女子大学研究紀要（36），101-115，2006
- 5) 硯川真旬・柿本 誠・佐藤豊道：福祉科教育法，ミネルヴァ書房，2002
- 6) 阪野貢・木下康彦：福祉科教育法の構築と展開（中部学院大学シリーズ），角川学芸出版，2007
- 7) 桐原宏行：福祉科教育法，三和書籍，2004
- 8) 上野文枝：高等学校における教科「福祉」のあり方について—福祉科の動向と課題，皇學館大学紀要，52，58-37，2014
- 9) WAMNET：高等学校福祉科教諭（発行日不明）（http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguidejobtype/jobguide_job53.html）閲覧日2017.10.17
- 10) 朝日新聞：きょういく特報部2009，福祉系高校に法改正の大波2009.12.28
- 11) 橋村勝明：「教科に関する科目」と「教職に関する科目」とを架橋する内容について，広島文教女子大学教職センター年報[1]，71-75，2013
- 12) 菅井直也：高校福祉科の登場と福祉科教育法の課題，教師教育研究，15,99-105，2002
- 13) 保住芳美：高等学校新学習指導要領の展開 福祉科編，明治図書出版，2010
- 14) 笠野恵子：大学における高等学校福祉科教員養成のありかたに関する一考察—今後の介護福祉国家試験受験資格のある高等学校福祉科教員養成への検討を含めて，九州社会福祉学（6），65-74，2010
- 15) 菅井直也：本学における高等学校福祉科教員の養成，教職センター年報，3,93-

【参考文献】

- ・文部科学省：高等学校学習指導要領解説福祉編，海文堂出版、2015
- ・近藤久史・山根 祥雄・二文字 理明・山本昌邦：福祉科教育学（社会福祉ライブラリー），明石書店，2006
- ・新崎 国広・立石 宏昭・阪野 貢：福祉教育のすすめ—理論・歴史・実践（実践のすすめ），ミネルヴァ書房，2006
- ・田村 真広・保正 友子：高校福祉科卒業生のライフコース—持続する福祉マインドとキャリア発達，ミネルヴァ書房，2008
- ・藤田 久美：アクティブラーニングで学ぶ福祉科教育法，一藝社，2017
- ・飛永高秀：福祉系大学の高等学校福祉科教員養成の課題と今後の方向性，純心人文研究，23，147-156，2017
- ・進藤啓子：福祉科教育法における授業内容の検討—教育実習アンケート調査を通して，西南学院大学 人間科学論集，(3) 2，199-221,2008
- ・矢幅清司：教科「福祉」担当教員養成の具体的方策，中等教育資料 51（13），88-91，2002
- ・福住節子：未来に繋がる「高校福祉科」教育を目指して—大学における「福祉科教育法」授業の模索，歴史地理教育，718，54-57，2007
- ・大橋謙策：高校福祉科教員養成における教育課題，日本社会事業大学社会事業研究所年報（41），175-184，2005
- ・矢幅清司：高等学校福祉科の教員養成のあり方—教科「福祉」と教員免許について，社会福祉研究（79），13-20，2000
- ・福住節子：「福祉科教育法」の実践から観え

- た課題——「社会的弱者」の視点に立って、
龍谷教職ジャーナル, (1), 82-89, 2013
- ・ 芦川裕美：高等学校福祉科において社会福祉援助技術を継続的に学習するための視点と内容, 日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 13, 77-85, 2008
 - ・ 加藤佐千子：高等学校「福祉科」教員養成教育に関する一考察, 京都ノートルダム女子大学研究紀要 (36), 101-115, 2006
 - ・ 加藤聖子：福祉科教育法の現状と課題, 人間生活学研究 17, 27-33, 2010
 - ・ 山岸治男：高等学校「福祉」の構成に関する一考察, 日本文理大学紀要, 44 (2), 19-24, 2016
 - ・ 畠山仁美：高等学校「福祉科」教育に期待するもの, 長野大学地域共生福祉論集 (10), 60-64, 2016
 - ・ 町田章一：高等学校「福祉科」教員養成とその周辺領域, 人間関係学研究：社会学社会心理学人間福祉学：大妻女子大学人間関係学部紀要 3, 27-36, 2002
 - ・ 文部科学省：教員免許状取得に係る必要単位数等の概要, 2014, 04, 23